

延岡市住宅再生リフォーム商品券事業業務委託プロポーザル審査実施要領

1 審査対象者

審査の対象となる者は、プロポーザル参加資格を認められた者のうち指定期日までに企画提案書等（以下「提案書等」という。）の提出をした者に限る。なお、企画提案書等を提出した者が1者の場合でも審査は実施する。

2 審査方法

審査は提案書等により延岡市住宅再生リフォーム商品券事業業務委託プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）において行う。

ただし、提出された提案書等において延岡市住宅再生リフォーム商品券事業業務委託プロポーザル審査要領「18. 失格事項」に該当する場合又は副本に企業名が特定される記載がある場合は審査を行わず失格とする。

3 審査項目及び評点

プロポーザルにおける審査項目及び点数等は別紙の「延岡市住宅再生リフォーム商品券事業業務委託企画提案書等評価基準」（以下「評価基準」という。）によるものとする。

4 プレゼンテーションの実施

プロポーザルに係るプレゼンテーションの実施については以下のとおりとする。

(1) 実施日程

実施日程等は令和7年6月2日（月）までに通知する。

(2) 実施時間

プレゼンテーションの時間は20分以内、質疑応答の時間は20分以内とする。

(3) 実施会場

プレゼンテーションは、延岡市役所において行うものとする。

※ 会場については、申込数等により変更になる可能性があるため、企画提案書提出者にのみ通知します。

(4) 実施方法

プレゼンテーションは、対面式で行います。

(5) 入室人数

プレゼンテーション会場への入室は3名以内（機器操作者を含む）とする。

(6) プレゼンテーションに必要な設備について

プレゼンテーション実施会場にはスクリーン、HDMI ケーブル、長机、椅子、電源、延長コードのみが備えられているため、その他必要な物（パソコン等）は提案者自身で準備すること。

(7) 禁止事項

ア プレゼンテーション時の配布資料については、企画提案書等を活用するものとし、追加の資料配布は禁ずる（プレゼンテーションで使用する資料については、企画提案書等に盛り込んでおくこと）。

イ プレゼンテーション時には、企業名が特定できるものの使用や発言を禁ずる。

(8) その他

地震、台風等の災害や伝染病等の不測の事態が発生した場合は、プレゼンテーションの実施日程等が変更となる場合がある。

5 受託候補者の選定方法

(1) 選定基準

点数の合計が最も高い提案者を受託候補者として選定する。ただし、点数の合計が最も高い提案者が複数ある場合は、「提案事項」のうち、審査基準5項目の昇順で点が高いものを選定するものとする。

(2) 選定方法

① 延岡市住宅再生リフォーム商品券事業業務委託プロポーザル審査委員会設置要綱第3条に規定する委員が、評価基準に基づいて採点を行う。

② 点数の合計が最も高い提案者が6割を下回る場合には、プロポーザル審委員全員（審査当日、出席した者に限る。）の協議により、受託候補者選定の可否を判断するものとする。

③ 審査結果に対する問い合わせ、異議申し立ては一切受け付けない。